

# 利用約款

当クラブでは快適で安全なプレーをお楽しみいただくため、ゴルフエチケット、マナー及び当クラブ規約、競技細則等によるほか、本約款をお守りいただくことといたします。

(契約の成立)

第1条 当クラブにおいてプレーされる方はフロント（夕刻及びナイターはスタート室）において所定の署名簿に署名して下さい。それにより当クラブは署名者の施設利用をお引受けする事になります。

(プレーの拒否)

第2条 当クラブでは次の場合にはプレーの拒否をいたします。

1. 満員でスタート時間に余裕がない場合。
2. 利用者が暴力団又は暴力団関係者である場合、利用者及びその同伴者。
3. 公序良俗に反する行為をなした場合、又はなすおそれがあると認められる場合。
4. 天災等止むを得ない事情によりクローズする場合。
5. 無断の写真撮影、録音等。
6. その他本規約に違反した場合並びに当クラブでプレーされることが好ましくない理由がある場合。

(金銭その他高価品)

第3条 金銭その他高価品については、貴重品ロッカーをご利用下さい。但し、盗難等の事故が生じた場合でも当クラブは一切の責任は負いません。

(携帯品・自動車等)

第4条 携帯品及び駐車場等に駐車中の自動車等についても、盗難、塵損等事故が生じた場合もその責任を負いません。

(ロッカーの鍵)

第5条 ロッカーの鍵は自己の責任において管理して下さい。ロッカー内の諸物品に事故が発生した場合は、その責任を負いません。又、ロッカーの鍵を紛失されますと、その実費を頂きます。

(危険防止)

第6条 ゴルフは時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守り、全て自己の責任でプレーしていただきます。

(ティーグラウンドにおける素振り)

第7条 素振りは、ティーマーク内の打席以外ではやらせないで下さい。

(飛距離の確認)

第8条 先行組に対しては、後続組のプレーヤーは自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないように打球してください。

(フォアキャディの合図)

第9条 フォアキャディの合図は、先行組が通常 第 2 打を打ち終り通常の飛距離外に前進したと判断されるときは合図ですから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

(打者の前方に出ないこと)

第10条 同伴者は打者の前方には絶対に出ないで下さい。

(隣接ホールへの打込み)

第11条 隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーの自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球してください。万一打込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図をして下さい。

(退避)

第12条 先行組のプレーヤーは、後続組に対して打球させるときは後続組が全員打ち終るまで安全な場所に退避して下さい。

(雷があった場合)

第13条 雷鳴があった場合には、直ちにプレーを中止し、避雷小屋等安全と思われる場所に避難して下さい。

(火気使用の禁止)

第14条 コース内（ティーグラウンド以外は禁煙）やクラブハウス内の火気使用は、所定内の場所以外禁止いたします。

(違背の場合の責任)

第15条 利用者が第 6 条・第 7 条・第 8 条・第 9 条及び第 11 条に違背し、第三者に障害等の事故を発生させた場合、第 6 条・第 7 条・第 10 条・第 12 条及び第 13 条に違背し、自ら傷害等の被害を受けた場合は、当クラブは一切の傷害賠償等の責任を負いません。

(クラブの確認)

第16条 プレーヤーはプレー終了した場合、クラブを点検し相違ないか慎重に確認し所定の用紙にサインして下さい。確認後におけるクラブの不足、損傷等については当クラブでは責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第17条 プレーヤーの故意又は過失により、当クラブの施設に損害を与えた場合はその損害額を賠償していただきます。

(施設内への持込品)

第18条 施設内へ下記のものを持込むことを禁止します。

1. 動物のペット類又は著しく悪臭を放つもの。
2. 鉄砲刀剣類、又は火薬、揮発油等発火、爆発のおそれのあるもの。
3. 騒音を発するもの。

(行為の禁止)

第19条 施設内で下記の行為は禁止いたします。

1. とばく、その他風紀を乱す行為。
2. 物品販売、宣伝広告物の配布等の行為。
3. 利用者以外のコース内立入。
4. 他人に迷惑を及ぼし又は不快感を与える行為。
5. 写真撮影、録音等の行為。(特に許可する場合を除く)

